

2014年5月29日
逗子市

平成26年逗子市議会第2回定例会付議予定事件
平成26年6月5日開会予定の第2回定例会付議予定事件は、次のとおりです。

1 報 告

- ・報告第6号 予算の繰越しについて（一般会計 繰越明許費）（財政課）
平成25年度逗子市一般会計予算のうち、繰越明許費の設定をした障がい者支援事務費、児童育成事務費、母子保健事務費、消防団詰所整備事業、学校施設整備事業（小学校費及び中学校費）について平成26年度に予算を繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき報告するもの
- ・報告第7号 予算の繰越しについて（下水道事業特別会計 繰越明許費）（財政課）
平成25年度逗子市下水道事業特別会計予算のうち、繰越明許費の設定をした管路長寿命化計画策定事業、合流改善事業について平成26年度に予算を繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告するもの
- ・報告第8号 予算の繰越しについて（下水道事業特別会計 事故繰越）（財政課）
平成25年度逗子市下水道事業特別会計予算のうち、合流改善事業について、事故繰越しにより平成26年度に予算を繰り越したので、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき報告するもの
- ・報告第9号 逗子市土地開発公社の経営状況の報告について（管財課）
逗子市土地開発公社の平成25年度決算並びに平成26年度事業計画・予算及び資金計画について地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき報告するもの

2 議 案

- ・議案第36号 調停の申立て等について（総務課、経済観光課）
占用許可が廃止された土地上の建物収去及び土地明渡しを求めるための調停の申立て等について、地方自治法第96条第1項第12号の規定により提案するもの
- ・議案第37号 調停の成立について（総務課、学校教育課）
横須賀簡易裁判所平成25年（ノ）第28号損害賠償請求調停事件について、調停委員会より事案の早期解決の観点から、和解金を支払うことについて検討するよう要請があり、同要請を尊重し、調停を成立させるため地方自治法第96条第1項第12号の規定により提案するもの
- ・議案第38号 逗子文化プラザ市民交流センター条例の全部改正について（市民協働課）
逗子文化プラザ市民交流センターについて、平成27年4月1日から指定管理者制度に移行することに伴い、改正の要あるため提案するもの
- ・議案第39号 逗子市手数料条例の一部改正について（消防予防課）
地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（平成26年政令第17号）の施行に伴い、製造所等の設置許可等に係る手数料の額を引き上げるに当たり、改正の要あるため提案するもの
- ・議案第40号 逗子市火災予防条例の一部改正について（消防予防課）
消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第368号）の施行に伴い、対象火気器具等を祭

礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合に消火器の準備をした上で使用する規定が整備されたことから、改正の要あるため提案するもの

・議案第41号 平成26年度逗子市一般会計補正予算（第1号） （財政課）

歳出については、アートフェスティバル参加企画等に係る経費として文化プラザホール維持管理事業を、グループホーム整備補助等に係る経費として福祉推進事務費を、計画相談支援事業等推進業務に係る経費として相談支援事業を、水疱瘡予防接種に係る経費として予防接種事業を、肺炎球菌予防接種に係る経費として成人等保健事業を、第一運動公園弓道場防矢ネット設置に係る経費として公園内有料運動施設運営事業を、池子の森自然公園整備に係る経費として（仮称）池子の森自然公園整備事業を、防災行政無線子局設置に係る経費として防災行政無線施設整備事業を、逗子アートフェスティバル開催に係る経費として文化活動振興事業を、それぞれ増額をするもの

歳入については、福祉推進事務費に係る地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び介護基盤緊急整備等臨時特例交付金事業費補助金を計上、相談支援事業に係る緊急雇用創出事業臨時特例基金市町村補助金を計上、防災行政無線施設整備事業に係る市町村地震防災対策緊急推進事業費補助金を増額、防災施設整備事業債を計上、文化プラザホール維持管理事業に係るコミュニティ助成事業助成金を計上、文化活動振興事業に係る文化芸術創造発信イニシアチブ事業助成金を計上、（仮称）池子の森自然公園整備事業に係る市町村自治基盤強化総合補助金、防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金をそれぞれ増額、公園整備事業債を計上するほか、繰越金の増額をもって措置するもの

補正額は、歳入歳出とも110,037千円（補正後の総額は18,653,037千円）

本件に関するお問い合わせ先
電話046-873-1111（代表）
※各議案の担当課にお尋ねください。

議案とりまとめ担当：総務課
電話046-873-1111（代表）